

障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案の概要

目的

障がい者に対する虐待が深刻な状況にあり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、虐待の禁止、国等の責務、障がい者保護のための措置、介護者支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、介護者支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

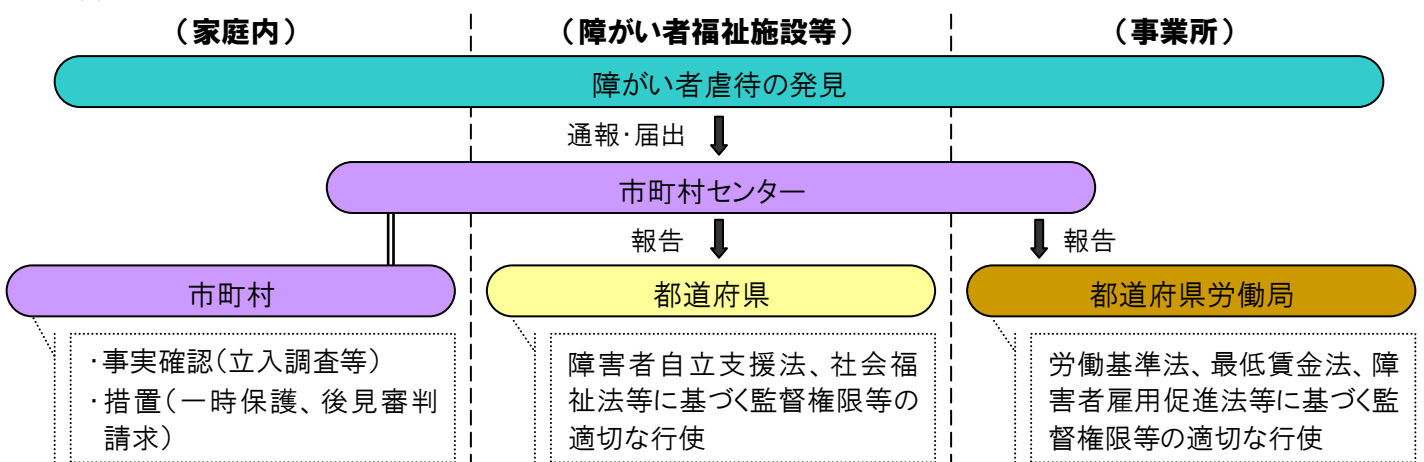
- 「障がい者」とは、身体・知的・精神障害があるため、継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける者をいう(障害者基本法2条)。
- 「障がい者虐待」とは、①介護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいう。
- 障がい者虐待は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤経済的虐待の5類型

障がい者虐待防止・介護者支援センター

市町村及び都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待に関する通報窓口、相談等を行う「障がい者虐待防止・介護者支援センター」としての機能を果たさせる。

虐待防止施策

- 障がい者に対する虐待の禁止規定、障がい者虐待の防止等に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定、介護者支援のための措置に関する規定、公表規定等を置く。
- 障がい者虐待の防止等に係る具体的スキーム



- 学校、保育所等及び医療機関における障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 平成22年4月1日から施行する。
- 障がい者に対する虐待の防止等に関する制度については、施行後3年を目途に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等の障がい者には施設等の種類に応じた法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。